



農業土木を 支えてきた人々

根尾宗四郎

—庄川筋用水の合口用水路を完成—

坪本清治*

I. はじめに

昭和18年に完成をみた庄川用水合口事業は、国庫補助支弁の県営施行によるものであるが、当時この種制度事業の先駆けをなしたものであり、また巨額の事業費を要したことで、全国的にみて特筆さるべきものである。

従来、庄川には左岸に6口8用水、右岸に3口4用水の取入口があり、それぞれ個々に取水していたが、その貧弱な取入堰の故に、庄川出水洪水の度に流失し、その復旧のために多大な労力と巨額の出費を要していた。また干天時には、たちまち用水不足を来すを常とした。このため各用水、とくに下流用水の水不足解消、経費節減のために用水の合口が必要視され、遠く藩政時代から近世にかけて、幾度となく用水合口を企図されながら、ついに実現をみなかったものである。その事情は次のことに起因する。

1. 全用水取入口の合口は大事業で莫大な経費を要するが、その経費ねん出の方法に成算が立たない。
2. 庄川全川を堰止める築堤技術がなかったこと。
3. 上・下流用水間に対立があり、上流用水は天然の堅ろう安全な取入に自信を持って合口に賛同せずまた特権維持を主張し歩調を整えられなかったこと。

こうしたところ、合口の機運到来の契機となったのは、大正6年、富山県出身の実業家浅野宗一郎氏が、庄川上流で発電のための高堰堤の築造を企図し出願したことによる。当時、この65mの高堰堤計画は東洋一と称せられ一般を驚倒させたものである。ダムに関する知識のなかった当時、人々はまず不安感から……拵らえたものはどうせ壊れる、ダムが決壊すると下流の沿線は人家も田舎もみな押し流されてしまう……と真剣に思い込んで、ダム反対の運動を起こす者が出たほどである。

しかし、ダムの実現が決定的であること、またその規模等の実情が判るに従い、石礫の流下阻止・河床低下の

影響が、用水の取入困難を来すことを予測するに及んで、もはやためらうことなく、合口へと機運が醸成されてくるのであるが、それにしても各用水間におおよその合意の成った大正15年までにおおよそ10年を、昭和8年の着工決定まで実に15年を要している。この間は用水配分、費用負担等について協議が続けられたのであるが、容易に意見まとまらず、こうした用水間の融和欠除が合口阻害の最大要因となった。こうした間にあってよく用水間をまとめ、合口成功へと導いた根尾宗四郎氏をはじめとする人々の業績について紹介することとする。

II. 庄川の河状と灌漑の歴史

1. 河況

庄川は岐阜県の烏帽子岳を水源とし、飛騨高地富山県南奥の大小支流溪流を集めて北方に流路140km、富山県新湊市において富山湾に注いでいる。流域1,180km²の大部分は山地で、樹木がよく繁茂して豊かな水源を涵養している。山峡の沿岸には早くより集落が開け、岐阜県の白川郷、富山県の五箇山と呼ばれる地方である。川は河口から25km上流地点の富山県庄川町で山峡を離れ、平坦地に出て扇状平野を形成する。

古来、いったん平野部に出た庄川は幾条にも分流し、また洪水による河身の変動を繰返したが、中世では扇状地の西寄り流れ小矢部川に合流していたという。応永年間(1406)の大洪水により河身を変え以後東遷しておおよそ200年間に扇状地中央辺りに河身を移しているが、扇状地の開拓はこの川の東遷に従って進められてきた。

2. 加賀藩の治水

戦国の世が終り徳川幕政下当地方は、加賀金沢・前田藩の治下となったが、砺波扇状平野を藩の穀倉として金沢藩は、庄川の治水・開田を最重要視し藩力を傾注してこれを推進した。

前田五代藩主綱紀の寛文10年(1670)、藩は庄川治水の根本策として、扇状地扇頂付近で分流する数川を一川に

* 庄川沿岸土地改良区連合(つぼもと せいじ)

集め、主流を東端の中田川とし、野尻川・中村川・千保川の三川を締切するための大工事を起こし、40余年の歳月を費して正徳4年(1714)に完工せしめた。俗に松川除締切と称するものである。庄川現今の河状はこの時にできた。松川除締切によって庄川の治水に成功すると扇状地の開田は急速に進み、以後砺波・射水2郡のうち10万石が安定し、庄川からの灌漑に頼ることになる。

3. 灌漑の変遷

合口以前の用水取水は、合口事業計画略図にみられるように、左岸では二万七千石(山見八ヶ・新・二万石)の取入口から下流順次舟戸口・鷹栖口・若林口・新又口・千保柳瀬口の各用水が500~700m間隔に取入口を有し、右岸では二万七千石取入口の対岸下流に芹谷野(三合新を合す)5~6km下流に六箇・針山中田口各用水の取入口があって個々が勝手に取水していた。その取入設備は川倉・鳥足・籠・土俵等をもって、川の流れを取入口の方向に導いての自然流入である。個々組合の力では扇状地を流れる1/200~1/300勾配の広い河川を横断して、固定堰のような構造物を築造することは全く不可能なことである。

したがって、各取入口とも不安定で、多少の出水でも鳥足や籠を流出してしまふ。さらにまた、出水ごとに河床の状態・流心の位置が変わるから、それに応じて鳥足・籠等の配置を変えなければならない。一方、渇水時には本川流量が30m³/sにも達しないことがしばしばであるから、広い河川の一部のわずかな流れをとらえて取入口の方に導き寄せるのであるが、もちろんその量は不十分で、さらに甚しい干天時には上流の取入口で取水すると遂に水はなくなり、下流では全く取水できず、上流用水

側に哀訴して分水(上流用水が取水を制限して下流へ流す)を請わねばならなくなる。

4. 二万七千石用水

大方の用水がこうして取水に苦心したが、この中にあって最上流の二万七千石用水の取入口だけは、取水容易で良好な取水位置を占めていた。庄川が山峡から平坦部に出る直上流、川が右に大きく屈曲する辺り比較的川幅の狭いところ、流れの中央に河床岩盤の露出した箇所があり、それを拠点に堰入れし得るので絶好の場所である。この場所は元来新用水の取入口であったが、その開削は数百年以前ともいわれていた。

前述の松川除締切に際し、その場所で取入れしていた野尻岩屋口(二万石)の取入れをそのまま存置すれば、新締切堤の弱点障害となるので、上流の良好な取水箇所である新用水の取入口に移して合口させたものである。

III. 用水合口の成立

1. 合口に至るまでの経過

大正6年明らかになった発電堰堤の計画は、用水関係者に衝撃を与え、事態の認識と自覚を促すことになるとともに、行政の側においても用水合口のために真剣に取り組むことになった。

大正7年、東砺波郡長は用水関係者の意を体し、合口の設計を富山県に申請した。県もその緊要性を認め、調査費7千円をもって調査設計し、同9年左岸全用水(7292町)合口135万9千円、右岸3用水(1787町)合口93万9千円の設計額を得た。これを各用水関係者に諮問したところ、左岸合口は上流の二万七千石用水が反対、右岸合口も上下流間の意見が一致せず実現しそうになかった。

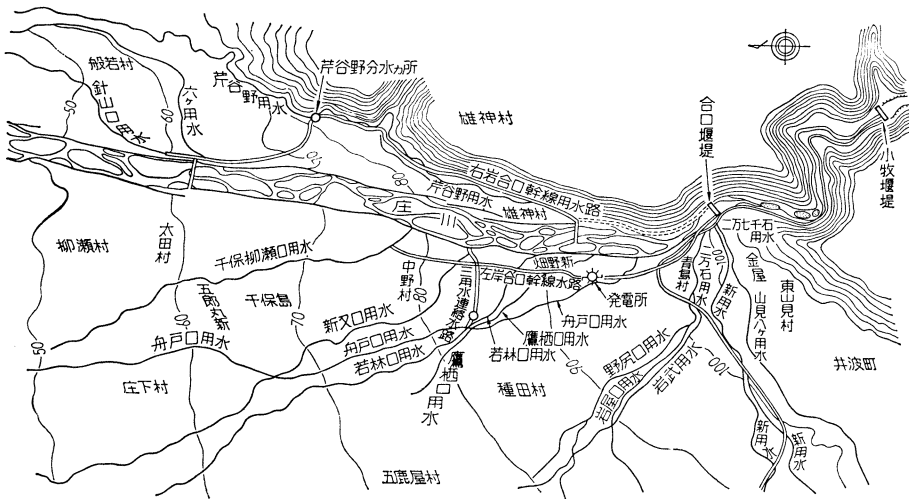


図-1 庄川用水合口事業計画略図

とにかくその事業費が、左右岸全用水の年間取水費2万5千円の100倍相当の巨額とあっては、調達の見込みが立たずともなく、進展をみなかったものである。

2. 小牧水力発電事業

大正8年、浅野氏は水利使用の許可を得、庄川水力電気(株)を創立した。途中堰堤の位置等に計画の変更があり、10年7月工事施行の認可を得ていたが、関東震災でいったん着工を見合わせる等があった、14年4月になって本格的に堰堤工事を開始した。

3. 用水合口計画

さかのぼって大正12年、用排水幹線改良補助規則が公布され、500町歩以上を支配する用排水幹線改良県営事業に対して、費用の5割を国から補助される道が開かれた。さらに2割の県費負担も加わることになるから、地元の負担は3割に過ぎない。かねて二万七千石用水の反対や事業費財源等のために行き悩んでいたところ、この規則公布は予期せぬ福音であった。

5. 上流用水の合口参加

最初のころの二万七千石用水の考え方は、合口に加わると取水の優位を失い、下流同様の水不足を招来すると信じ込んでいたが、そのうちに小牧ダムの竣工により石礫の流下が止ると河床の低下を来し、一転して今度は真っ先に取水困難に陥るのは自身等であることに気が付き、ひそかに合口参加の時機条件を模索していた。それで郡・県の熱心な勧奨を受け容れて合口に参加することになる。昭和2年5月上流用水の合口参加は決定したが、富山県幹線の二万七千石用水合口参加の条件は、

- ① 旧慣による必要水量の優先取水
- ② 維持費の負担は1/6以下
- ③ 合口後の水利組協議員の4割占有
- ④ 合口後の管理者は二万七千石管理者

と、二万七千石側の条件を下流側がほとんど呑み込む結果となった。

4. 用水合口期成同盟会

さきにも触れたが、左岸下流5用水等用水合口を期待する風潮の中に、時勢を洞察し即合口提唱に動いたのは根尾宗四郎氏である。その着眼は、

1. 上流に発電ダムができた場合、用水の取水事情は決して良くならないばかりかかえって悪化する。
2. 全用水を糾合して合口するに最適の時期であり、この機会を失すれば今後永く合口を望み得ない。

との判断からである。

さらに何よりも敬服することは、氏が公共のためには自身の利害を超越して顧みなかったことである。当時県郡市町村の行政をはじめ用水の維持管理に至るまで、連



写真-1 庄川用水合口堰堤

営財源の大半は地租(土地に課する国税)が基準となる諸税で土地所有者の負担である。もし合口事業等で多額の地元負担を伴う場合、それは土地所有者の負担となるから、通常地主としては合口に気が進まなくても不思議ではない。根尾氏のような大地主にとっては大変な負担となるにも拘らず、あえて合口のために決起したのは、用水の不安を除去して地方の発展を願った愛郷の至情からに外ならない。そしてこれが他の地主の範ともなって、合口運動の発展につながったのである。

当時根尾氏は庄下村長の職にあり、新又口用水の管理者の職をも兼ねたが、左岸下流5用水をはじめ左岸上流3用水、右岸側用水の関係者等も、根尾氏を中心に用水合口の促進を図ることになり、大正14年5月18日東砺波郡公会堂で「庄川取水(左岸)用水合口期成同盟会」を結成、会長に根尾宗四郎氏(新又口用水管理者)副会長に中坪幸一郎(二万石用水管理者)土田藤治(鷹栖口用水管理者)両氏を選んで発足した。

当時の用水管理者および有力幹部には一癖も二癖もある強者が揃い、かつ二大政党の対立による政争は地方をも二分し、彼我立場を異にして互に相容れぬ異様な時代でもあったが、会長の下に一致よく困難な事業を成功させたものである。かねて根尾氏の家は千石持と呼ばれる豪農素封家であるが、その人柄は極めて円満篤実、たとえば何人の来訪にも快く応待し、言うところの意見に耳を傾ける等、その温容は接する者をして敬服させ魅了せずにはおかなかった。どんな難問に当たっても、氏の包容力、忍耐誠実の人柄の前には、おのずと相手が承服して事が解決するのである。上流用水二万七千石との折衝に際しても、大正14年10月21日の第1回から最終15年2月23日まで12回に及ぶ交渉に時日を費したが、条件を固執する上流用水に対しても、条件を拒否する下流用水側に

対してもその説得は困難を極めたはずである。それが後に怨念を遺さずに解決したことは氏の人格によるところではないだろうか。

5. 発電の事業参加

大正15年11月、農林省計画の合口設計額は236万7千円となった。これの半額補助でも高額になるので、発電事業も参加させ電力会社にも事業費を負担させる等、国庫補助の減額を図ることになり、黒部川電力(株)が発電参加することになった。その構想は右岸幹線水路中の落差を利用発電するもので、事業費236万7千円を296万円に更正し、そのうち126万円を黒部川電力が負担するというものが発電参加の基本条件であった。

6. 小牧発電放水量の協定

農業用水にとって取水量の安定は必須の要件である。昭和5年4月15日、小牧発電所放水量について、左右岸用水組合(甲)と庄川水力電気(株)(乙)間で協定し覚書を交換した。

第1条は、時期別放流量を4月10日～8月31日の灌漑期間内を、3,500個以上、2,500個以上、2,000個以上に区分し、乙は発電を休止しても放流すること、また期間内は自然流量が規程量に達しなくても堰堤上流の貯水量をもって補給すること。……を義務づけている。

第2条は、甲乙は小牧発電所の上流に現存(祖山発電所工事中)し、また将来築造せられる発電所にも、前条協定水量の放流を守らせるよう協力し合うこと。……を約束している。

以上は木曾川筋大井発電所と下流用水間の発電放流に係る紛争により学んだことを教訓としている。

7. 電力会社の補償

発電ダムは上流からの石礫の流下を阻止する。用水は河床低下と堰素材の石礫を得られぬために取水困難を来す。用水組合はこの補償を電力会社に交渉した。庄川水力・昭和電力(祖山P/S)2社はこれに応え、用水合口に協力するの意をもって、合口期成同盟会に対し協力金の寄付を応諾した。昭和3～5年ごろで、その金額は定かではないが、後日地元負担金に充当せられ、用水側にとって大いに役立つことになった。

8. 合口事業の完成

昭和2年計画のもとに4年ごろから本格的に着工しようとしたが、右岸芹谷野用水の事業費負担拒否および発電利益分配の要求等、関連用水、県・参加電力のいずれともあつれきを来し着工できなかった。

昭和7年、次いで8年根本的に計画を変更する。

○取水堰の位置を下流に移動し、可動堰堤を設置して左右両岸おのおの別に取水する。

○左岸右岸それぞれの幹線の落差を利用し発電を併工する。

○堰堤は重力式固定堰の頂部に扇形可動ゲート10門、排砂門2門を設置、最大洪水量13万個を放流せしめる。

昭和8年12月事業施行が認可、総事業費は350万円。

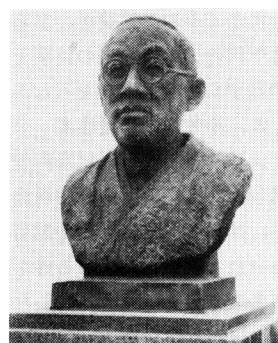


写真-2 根尾宗四郎翁胸像

昭和9年初春から着工したが、同年7月末未曾有の洪水に遭遇、計画洪水量3,400 m³/sを大きく超過したので、急ぎ洪水位昇高(4,500 m³/s)に対処して構造物の変更・補強・増工と計画を変更し事業費も388万円に更正し施行した。昭和14年11月堰堤および左岸水路が完成、左岸発電所が稼働し新水路へ通水した。右岸水路工事は16～17年に施工完成したが、発電の計画は実現しなかった。

最終総事業費は391万6千円となったが、この内の362万2千円を共通事業費とし、これから167万9千円の会社負担金と非補助事業費4万4千円を合せ引いた残額189万9千円が助成対象事業費となった。これにより国庫補助金949,500円、県費負担金393,000円、地元負担金636,500円、会社負担金(寄付金)1,937,000円となった。

9. 庄川合口ダムの規模および利用現況

堰長103.3 m、堤高18.48 m、ラジアルゲート10門、灌漑15,500 ha(85.1 m³/s)、上水0.96 m³/s、工水3.70 m³/s、発電左岸6,700 kW(44.5 m³/s)、右岸14,000 kW(90.0 m³/s)である。

IV. む す び

今日、合口当時を回顧するとき、合口期成同盟会長に根尾氏のような人格者を得たことが非常に幸いし、氏の下にこそ一糸乱れぬ用水の結集が成ったことである。

次いで特筆すべきは取水障害の補償、小牧発電放水量の協定等電力会社との交渉成果であり、今日の用水の地位・権益を不動のものとしたその信念と先見の明には敬服の外はない。

根尾氏等の対処しきを得て各用水は合口の実質負担を負うことなく、取水条件も平等と怨念を遺さずに合口を完成した。合口の完成を見届けた根尾翁は、昭和19年11月3日71歳をもって逝去された。翁の出身地である庄下では昭和60年11月、翁の事蹟を偲び胸像を建立し、その遺徳を顕彰した。

[1987, 3. 30. 受稿]